

積み過ぎ禁止！
ルール厳守で道路を守ろう！！

積み過ぎ禁止！ ルール厳守で道路を守ろう！！

一部の違法な重量超過車両が、
道路や橋に大きなダメージを！

ルールを守らない重量超過車両が
劣化を進めるんだ。



道路や橋を劣化させる原因の約90%は、
通行台数の0.3%しかない違法な重量超過車両

道路や橋は、私たちの大切な社会資本です。

道路橋（コンクリート床版）への影響度

運行台数が1,000台の場合

※自動計測装置（全国39カ所）のデータから試算

重量超過車両 3台 劣化への影響度 91.5%



大型車通行適正化に向けた
近畿地域連絡協議会

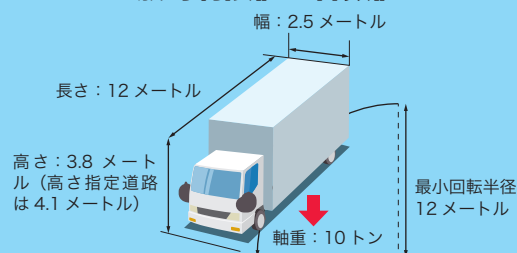
【関係団体】 (一社) 大阪府・京都府・兵庫県トラック協会、
(一社) 全国クレーン建設業協会大阪支部・兵庫支部、(公社) 関西経済連合会
【関係行政機関】 大阪府・京都府・兵庫県警察本部、国土交通省 近畿運輸局、
近畿管区警察局、国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部
【関係道路管理者】 大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、
西日本高速道路(株) 関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、
(事務局) 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）の通行について

●トラック等の大型車の規格には制限値があります

車両諸元の最高限度（一般的制限値）を1つでも超えると、特殊車両になります。特殊車両は許可を得ていれば走行できます。

一般的制限値の各数値



●問題になるのは、違法な重量超過

軸重 12t

（基準より20%超過）

軸重 10t 約9台分



基準軸重10tを20%オーバーした車両の道路や橋への影響は、なんと法律を守った軸重10tの車両約9台分

●審査期間が激短！ 特殊車両通行確認制度

新制度

新制度はITを活用。大幅にスピードアップしました。



許可まで時間がかかったよな。

保有車両を登録
（1回のみ）

車両情報、ETC2.0
重量記録保存方法

利用時の入力内容

発着地 重量

即時に通行可能な経路を回答
（ウェブ上に地図表示）

●道路の保全、交通の危険防止のため、取締りにもITを活用します



取締基地における取り締まり



車両重量自動計測装置による計測

取締り

- 取締基地における取締り
- 車両重量自動計測装置による取締り
- ETC2.0を活用した経路確認
- 運送依頼書等による重量確認

IT活用

みんなの道路を守る大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

関係組織で構成する「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、官民連携による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。